

山梨県・わに塚のサクラ (撮影=上田憲作)

## ◆最新・行政の動き

### 令和7年度 雇用保険料率に変更されます

令和7年4月分より適用される雇用保険料率が以下の通り公表されました。

#### <令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	<b>5.5/1,000</b>	<b>9/1,000</b>	5.5/1,000	3.5/1,000	<b>14.5/1,000</b>
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>10/1,000</b>	6.5/1,000	3.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>11/1,000</b>	6.5/1,000	4.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(厚生労働省 LL070207 保 01)

また、先月号で紹介した協会けんぽ健康保険料率も決定・公表されていますので、あわせてご確認ください。

(詳細については当事務所までお問い合わせください)

## トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 監督指導動向・送検
- 調査
- 実務に役立つQ & A
- 今月の実務チェックポイント
- 特集
  - 2025年4月の法改正-
- ちょっとひといきパズルの時間
- 今月の業務スケジュール

- 発行 -

社会保険労務士法人あいわ会

〒270-0176

千葉県流山市加 1-20-10

クレスト流山 102

電話：04-7158-1980

FAX：04-7158-1981

URL：https://aiwasr.com

## ◆ニュース

### 経過措置でリーフレット くるみんの新認定基準 厚労省

厚生労働省は、「くるみん認定」の新認定基準が今年4月から適用されるのを受け、認定申請の経過措置などに関するリーフレットを作成しました。令和6年度末までに開始した行動計画については、7年度以降の計画期間を、新基準を達成しているかどうかを判断するための計画期間とみなすことができるとしました。この場合、新基準達成による認定マークが付与されます。また、9年3月末までに申請を行った場合は、計画期間の時期にかかわらず旧基準の認定を受けられるとしています。

新たな認定基準では、育児休業等取得率などに関する要件を厳格化しました。3段階の認定のうち、たとえば「くるみん」では、男性の育休等取得率の基準を従来の「10%以上」から「30%以上」に引き上げています。

リーフレットでは経過措置の適用例も示しました。5～8年度の4年間を計画期間とする企業において、5～6年度の男性育休対象者が25人で取得者が計4人、7～8年度の対象者が30人で取得者が計10人の場合、5～8年度全体の育休取得率は30%に満たないものの、7～8年度に限れば33%に上るため、経過措置により新基準による認定を受けられるとしています。

### 訪問先の情報収集を 在宅ケアハラスメントで 福岡県・マニュアル

福岡県は、在宅医療および在宅介護現場における利用者や家族からの暴力・ハラスメントに対し、事業所として取り組むべきことを示したマニュアルを公表しました。訪問先の情報を収集し、間取りや、周囲に助けを求められる場所などを事業所内で共有することが有効としています。マニュアルに併せて、未然防止策として、従業員から利用者に渡すことを前提としたリーフレットも作成しました。暴力やハラスメントの例を紹介しています。県内の約9500事業所に直接配布し、活用を呼び掛けています。



同県が令和5年3月に実施した調査によると、在宅医療・介護従事者の約4割が暴力やハラスメントを受けた経験がありました。なかには「包丁を突き付けられる」など生命の危機を感じた事例もみられています。マニュアルでは、「日ごろからの備え」「発生時」「発生後」「契約解除」の4段階に分けて、事業所が取り組むべき事項を解説。日ごろからの備えでは、訪問先の情報収集のほか、契約時に利用者に統一した説明ができるようにするための従業員教育が必要としました。

発生後は、客観的な記録を残すよう求めました。在宅医療や介護は密室で行われ、他者から見えにくいという特性があることから、報告書の書式を定めておくと、事業所内の全従業員が同じ基準で記載できるとしています。

### 「雇用保険被保険者数お知らせ」はがきの見方について

厚生労働省は、毎年全ての雇用保険適用事業所に雇用保険被保険者数お知らせはがきを送付しています。令和7年3月送付分については、送付先事業所の令和6年11月末時点の雇用保険被保険者数が明記されており、事業主の方に、万が一手続漏れなどが無いのか、御確認いただく趣旨で送付しているものです。

はがきに記載されている令和6年11月末時点の被保険者数とマイナンバー登録者数が異なることがあります。平成28年1月以降にマイナンバーの利用が始まったため、これ以前から雇用されている方など、雇用保険手続き機会がないために未登録となっている方がいるためです。手続き漏れではありませんのでご安心ください。

## ◆ 監督指導動向

### 代休の見直し促す 割増賃金で相談めだつ 高崎労基署

群馬・高崎労働基準監督署は、管内事業場へ代休と休日の振替の適正な運用を呼び掛けるため、リーフレットを作成しました。割増賃金の考え方については、カレンダーを用いて視覚的に分かりやすく解説しています。同労基署の担当者は、「労働者から割増賃金の支払いに関する相談を受ける際に、代休と休日の振替を誤って運用している事業場がみられる。今一度、運用を見直してほしい」と話しています。

カレンダーでは、法定外休日が土曜、法定休日が日曜、賃金締日が月末、週の起算日が日曜の会社を例に挙げました。日曜に出勤を求めたケースを想定しています。休日の振替の場合、休日労働に対する割増賃金は不要ですが、週の法定労働時間を超えた場合は通常の賃金の2割5分以上の割増賃金が発生するため、注意を促しました。

休日の振替を行うに当たって必要な措置もまとめています。就業規則に振替休日の規定を置いたうえで、振替休日は4週4日の休日が確保される範囲内に与えるよう求めました。振替休日を特定したうえで、前日までに労働者への通知が必要と注意しています。

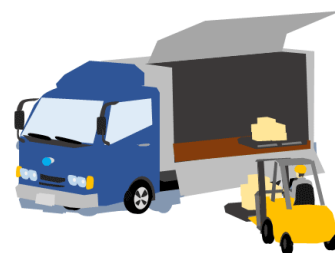
### 昇降時“三点確保”を 死亡災害増え点検票 福岡労働局・運送業向け

福岡労働局は、陸上貨物運送事業で昨年1年間に発生した死亡災害が前年比倍増の8件に上ったことから、災害防止対策状況を点検するチェックリストを作成し、管内事業場に活用を促しています。過去の災害事例に基づき、「荷台での昇降時には、両手両足4点のうち、3点で身体を支える“三点確保”を実行しているか」など、合計13項目を設けました。

陸上貨物運送事業とは、トラック事業者や倉庫事業者などの事業者を指します。事故の型別では、荷台からの「墜落・転落」、「交通事故」、フォークリフトによる「はさまれ・巻き込まれ」でそれぞれ2件ずつ死亡災害が発生しています。

点検表では、事故の型別にチェック項目を設けました。墜落・転落においては、荷台作業時は安全な昇降設備を使用しているかなど、4項目を挙げています。

交通事故防止に向けては、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間管理を行っているかの確認を求めました。同労働局安全課は、「昨年発生した交通事故の死亡災害では労働時間管理上の問題はみられていないが、大きな事故につながる可能性もあるので、事業者には注意をしてもらいたい」と話しています。



## ◆ 送検

### 溶接の火花が引火 爆発災害で製造業送検 但馬労基署

兵庫・但馬労働基準監督署は、昨年10月に発生した爆発により労働者が負傷した労働災害に関連して、金属製品製造業者と同社工場長を労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反の疑いで神戸地検に書類送検しました。引火性の防錆材が発した蒸気が残存していたにもかかわらず、アーク溶接の火花を接近させた疑いです。

爆発は、コンベアの部品製造現場で発生しました。災害発生前、労働者は箱型の部品内部に、引火性のキシレン等を含む防錆材を塗装し、塗装箇所を蓋をしていました。2時間半後に蓋を溶接するため、蓋に乗りアーク溶接作業を行ったところ、火花が防錆材の蒸気に引火。蓋ごと吹き飛ばされて床面に落下し、背骨と両足を骨折する休業約半年のケガを負いました。

同労基署によると、防錆材を塗った箇所を蓋をしている場合、引火性のある蒸気が抜けるまでに、本来は半日～1日ほどかかるといいます。

クロスワードの答え

ロ	ツ	キ	ン	ア	ラ
ツ	ク	シ	エ	ン	マ
コ	ヤ	マ	ビ	コ	
ウ	ス	ヌ		ウ	メ
	ビ	ク	ル	ス	ヒ
ブ	ツ	リ	イ	ラ	カ
グ	ツ		ハ	マ	グ

答え：グランピング

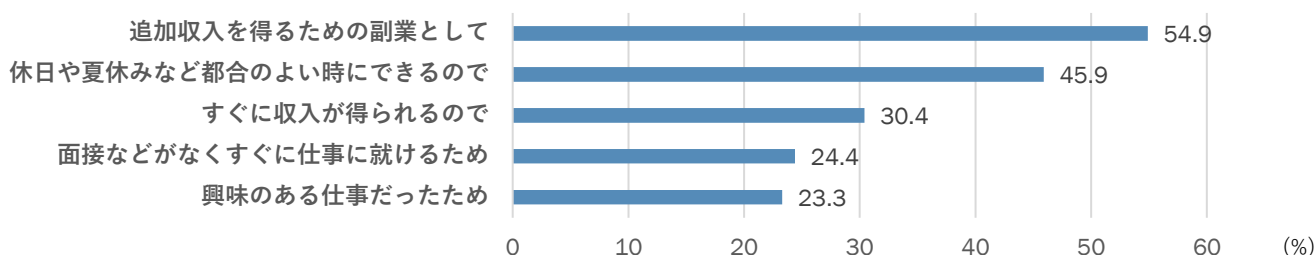
## ◆調査

### 45%がスポットワーク経験 派遣社員 WEB アンケート調査

一般社団法人日本人材派遣協会は、昨秋インターネット上で行ったアンケート調査をまとめました。「現在派遣で働いている」と回答した 5245 人のうち、45.0%がスポットワークを経験していることが判明しました。その際の就業形態を尋ねたところ、「アルバイト」が 25.7%で最も多く、「派遣」が 22.9%で続いています。

スポットワークをした理由は、「追加収入を得るための副業として」（54.9%）や、「休日や夏休みなど都合の良い時にできる」（45.9%）が多く、「すぐに収入が得られるため」（30.4%）、「面接などがなくすぐに仕事に就けるため」（24.4%）なども挙がっています。

図表 スポットワークをした理由



スキルアップのために取り組んでいることを尋ねた設問では、「派遣会社の開催する研修やeラーニングに参加している」が 24.8%で最も多くなりました。一方で、「何もしていない」が4割以上を占めています。有期労働契約者と無期労働契約者で回答の傾向に大きな差はみられなかったものの、「通信教育や教材などを使って自分で勉強している」割合は、有期（19.9%）が無期（14.5%）より 5.4 ポイント高くなっています。身に着けたいと思う専門的・技術的なスキルは、「AI・機械学習」が 20.4%（昨年比 7.9 ポイント増）で最多となりました。

## ◆実務に役立つQ&A

### 賞与支給どう明示？ 正社員登用する可能性

Q

アルバイトとして採用しますが、将来、正社員登用する可能性があります。契約期間内に賞与の支給日はありませんが、仮に正社員になれば支給対象となりそうです。賞与の支給有無は、どのように明示すれば良いでしょうか。

A

パート・アルバイトを雇い入れたときに明示しなければならない事項に、賞与の有無があります（パート・有期雇用労働法施行規則2条）。原則として、賞与は、支給されない可能性がある場合でも、制度が存在するなら「有」と明示することが必要としています（平31・1・30雇均発0130第1号など）。

パート・有期雇用労働法のQ&Aにおいては、契約期間内に要件を満たさないため適用がないときには、「無」と明示することが可能としています（令4・3・31雇均有発0331第1号）。パートらで有期雇用契約を反復更新する場合には、契約更新の都度明示の有無を判断することになるでしょう。

なお、期間の定めのない正社員として労働契約を締結する際、賞与に関する定めがある場合には、明示が必要です（労基則5条1項5号）。

## ◆今月の実務チェックポイント

### 社会保険の随時改定が必要になるシーン

被保険者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します。これを随時改定といいます。

随時改定は、次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- (1) 昇給または降給等により固定的賃金に変動、賃金体系の変更があった。
- (2) 変動月からの3カ月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3カ月とも支払基礎日数が17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上である。

上記(1)～(3)すべての要件を満たした場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4カ月目（例：4月に支払われる給与に変動があった場合、7月）の標準報酬月額から改定されます。

#### ・転居などにより通勤手当の額に変動があった場合

通勤手当も毎月決まって支給する給与として固定的賃金に含まれます。

随時改定において、3カ月または6カ月毎に支給され、その期間で分割し割り切れない場合は原則最初の月に端数を含めます。

#### ・在宅勤務およびテレワークの場合

労働契約上の労務の提供の場が自宅か事業所かにより異なります。

##### ① 当該労働日における労働契約上の労務の提供地が自宅の場合

労働契約上、当該労働日の労務提供地が自宅とされており、業務命令により事業所等に一時的に出勤し、その移動にかかる実費を事業主が負担する場合、当該費用は原則として実費弁償と認められ、「報酬等」には含まれません。

##### ② 当該労働日における労働契約上の労務の提供地が事業所とされている場合

当該労働日は事業所での勤務となっていることから、自宅から当該事業所に出勤するために要した費用を事業主が負担する場合、当該費用は、原則として通勤手当として「報酬等」に含まれます。なお、在宅勤務・テレワークの導入に伴い、支給されていた通勤手当が支払われなくなる、支給方法が月額から日額単位に変更される等の固定的賃金に関する変動があった場合には、随時改定の対象となります。

#### ・産前産後休業・育児休業等の長期休職中、一定期間、基本給等の給与は支払われるが通勤手当が不支給となっている場合

通勤の実績がないことにより不支給となっているだけで、手当自体が廃止された訳ではないことから、賃金体系の変更には当たらず、随時改定の対象とはなりません。

## ◆特集 2025年4月から始まる育児・介護関連の制度変更について

今年4月から施行される新制度についてまとめてご紹介します。

### 雇用保険法関連

雇用保険では2つの給付金制度が新設されました。手続きについては当事務所の担当者までご相談ください。

#### ① 出生後休業支援給付金（新設）

子の出生直後の一定期間に、両親ともに14日以上の育児休業を取得した場合にこれまでの育児休業給付に加算して支給される給付金。支給額は「休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28日が上限）×13%」で計算された額。

厚生労働省リーフレット・「出生後休業支援給付金」を創設します

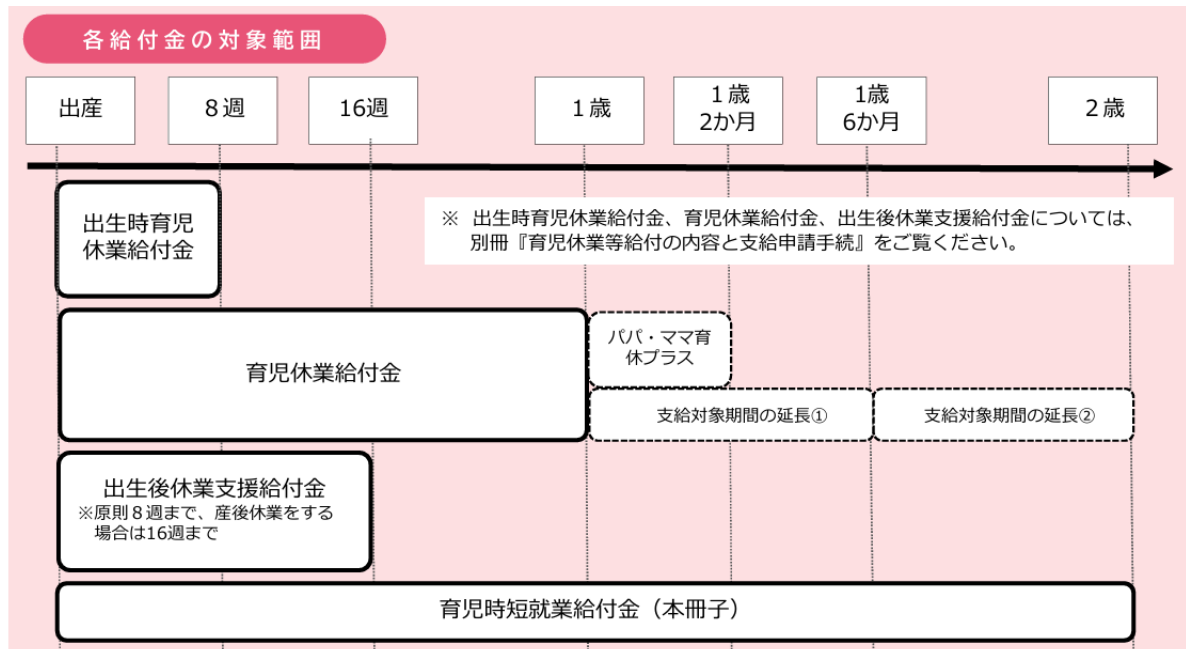
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

#### ② 育児時短就業給付金（新設）

育児時短就業給付金は、2歳に満たない子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たしたときに支給される給付金。支給額は、「育児時短就業中の各月に支払われた賃金額 × 10%」で計算された額。

厚生労働省リーフレット・育児時短就業給付の内容と支給申請手続

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001395073.pdf>



(図は、リーフレットより抜粋)

## 育児介護休業法関連

4月1日から施行される育児介護休業法関連の主な内容は以下の通りです。

項目	改正内容	就業規則の改訂
子の看護休暇	対象となる子・事由など大幅拡大 入社6か月未満の従業員も除外不可	必要
所定外労働の制限	対象従業員の拡大	必要
育児休業取得状況の公表	従業員数300人超の企業が義務に	—
介護休暇の対象範囲	入社6か月未満の従業員も除外不可	必要
介護離職防止のための雇用環境整備	介護休業制度などについて利用促進に関する方針の周知、相談窓口設置、研修などが義務化	—
介護離職防止のための個別の周知・意向確認等	介護に直面した労働者に対する個別の周知・意向確認、介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供	—

上記の中で、気を付けたいのは、子の看護等休暇や介護休暇の対象拡大についてです。

これまでは、入社から6か月に満たない従業員については労使協定で除外することができましたが、今回の改正で、除外することができなくなります。また、今回の改正で、子の看護等休暇は、入学式や卒園式にも使用することができるようになります。

特に、有給で取得することができる会社の場合には、公平性を保つ意味でも休暇取得時の届出書を整備することをおすすめします。

## その他、労働関係の法改正予定について

労働関係法令では、以下の改正が予定されています。

関係法令	内容	施行予定時期
労働安全衛生規則	熱中症対策について罰則付き義務化	2025年6月
労働施策総合推進法	カスハラ相談体制の整備義務化	2026年頃
労働基準法	勤務間インターバル義務化 14日以上の連続勤務禁止 副業時の割増賃金算定ルール廃止 等	2026年以降?

このほか、年金制度等の改正(時期未定)も検討されています。今後、具体的な内容がわかり次第、主要なものについては事務所だよりなどで取り上げていきたいと思っております。

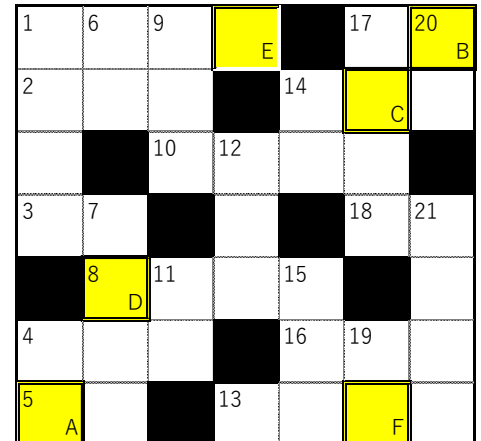
## ◆ちょっと、ひといき。パズルの時間

※答えは3ページに掲載

☆黄色いマスの文字アルファベット順に並び替えると、ある言葉があらわれます。

### タテのカギ

1. 鹿嶋市や行方市を含む茨城県南東部の地域を、○○○○地域と呼ぶ
4. 鎧、甲冑、兜など
6. 槍だったり、鐘だったり、嘘だったり
7. 草野マサムネがボーカルを務める4人組ロックバンド
9. 蒸気で走る乗り物。SL
11. 秋の味覚の一つ。信州なら小布施、  
関西なら丹波、茨城なら笠間が有名
12. アジア中央部に生息する○○○ネコ。  
耳や手足が短いが、性格はとても獰猛
14. 最近、茨城県で漁獲量が増えてきたイセ○○
15. 日中にこれに襲われて、ウトウト…
17. 茨城県の冬の味覚と言えば、○○○○鍋
19. じゅうたん、カーペットの別の呼び方
20. アルパカをほんの少しシュッとさせたような姿の動物
21. 青い大きな目が特徴的な魚。唐揚げで食べることが多い



(出題 = 高草木彩)

### ヨコのカギ

1. ひたちなか市で開催される日本最大級の野外音楽フェスの愛称
2. スギナの胞子茎。漢字で書くと、「土筆」
3. さるかに合戦では、体格を活かした攻撃で活躍
4. ドップラー効果、振子の法則、力のモーメント…苦手科目だった人も多い?
5. 短○○、長○○、安全○○
8. 西洋風のお酢の漬け物
10. ヤッホー…ヤッホー…ヤッホー…
13. 鹿島灘～九十九里が産地として有名なこの貝は、春に旬を迎える
14. 冥界の王として死者の罰を裁く
16. 「蕘」。瓦屋根のこと
17. 欠点のこと。○○さがし
18. 日本三名園の一つである水戸の偕楽園はこれが有名

## ◆今月の業務スケジュール

労務・経理	慣例・行事
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月分の社会保険料の納付</li> <li>● 2月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付</li> <li>● 前年分所得税の確定申告（2月17日から3月17日まで）</li> <li>● 贈与税の申告・納付（2月3日から3月17日まで）</li> <li>● 36協定の更新・届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 春の全国火災予防運動</li> <li>● 入社式の準備</li> </ul> 